



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

緊急事態宣言解除に伴う区立施設等の対応方針

昨日、政府は、7月12日から東京都に発令していた緊急事態宣言を9月30日に解除する旨を決定しました。

新規感染者数は減少傾向が続いていますが、入院者数や重症者数は予断を許さない水準にあるため、引き続き、感染防止対策の徹底とワクチン接種を推進し、感染者数を確実に減少させていく必要があります。

東京都では、リバウンド防止措置として、外出時は少人数で混雑している場所や時間を避けての行動要請、飲食店への営業時間短縮や酒類提供の時間制限、イベントの開催制限等を要請し、今後、感染状況に応じて段階的に緩和していく方針としています。

豊島区においても、東京都の方針を踏まえつつ、今後も感染防止対策を徹底し地域コミュニティを維持するため、下記のとおり区立施設等を運営してまいります。

記

- 1 区立施設等の運営については、国の基本的対処方針および東京都の対応方針に準拠することを基本とする。なお、一部制限を設けつつすべての施設を開館し、開館時間及び会議室等の夜間利用は、原則午後9時までとする。
- 2 区主催のイベント等については、飲食を伴うもの、複数人が大声を出すなど飛沫が拡散する活動の自粛など「感染防止対策の徹底」と、国の基本的対処方針および東京都の対応方針に基づく「収容率と人数の制限」を講じたうえで実施する。
- 3 施設の開館時間短縮期間中における休館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ返還することとする。また、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、原則として返還し、キャンセル料は徴収しないこととする。
- 4 本方針については、今後、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じ変更する。